

平成30年10月19日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電気冷蔵庫に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
（うち照明器具1件、電気冷蔵庫1件、
リチウム電池内蔵充電器1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 5件
（うち電気洗濯機1件、照明器具（クリップライト）1件
四輪台車1件、靴（スニーカー）1件、
電気掃除機（充電式、スティック型）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）
において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

LG電子ジャパン株式会社（現 LG Electronics Japan株式会社）が輸入した電気冷蔵庫について（管理番号：A201800407）

①事故事象について

LG電子ジャパン株式会社（現 LG Electronics Japan株式会社（法人番号：8010401005580））が輸入した電気冷蔵庫及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、コンデンサの製造不良により、コンデンサ内部の酸化が進行し、規定以上の電気抵抗が生じて発熱・出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2008年（平成20年）12月16日にプレスリリース及びウェブサイトへ情報を掲載し、翌17日に新聞社告を行い、対象製品について無償部品交換（対策済コンデンサに交換）を実施しています。

③対象製品：機種、製造期間、対象台数

機種	製造期間	対象台数
LR-A17PS	2003年9月25日～2005年3月27日	36,128
LR-B17NW	2004年1月30日～2005年4月1日	12,409
合 計		48,537

2008年（平成20年）12月16日からリコール（無償部品交換）を実施
改修率 35.6%（2018年9月30日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201800407）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2018年度	0	—	2013年度	2	火災
2017年度	0	—	2012年度	4	火災
2016年度	2	火災	2011年度	0	—
2015年度	1	火災	2010年度	2	火災
2014年度	5	火災			

＜対象製品の外観及び確認方法＞

1) 対象製品の外観

(LR-A17PS)

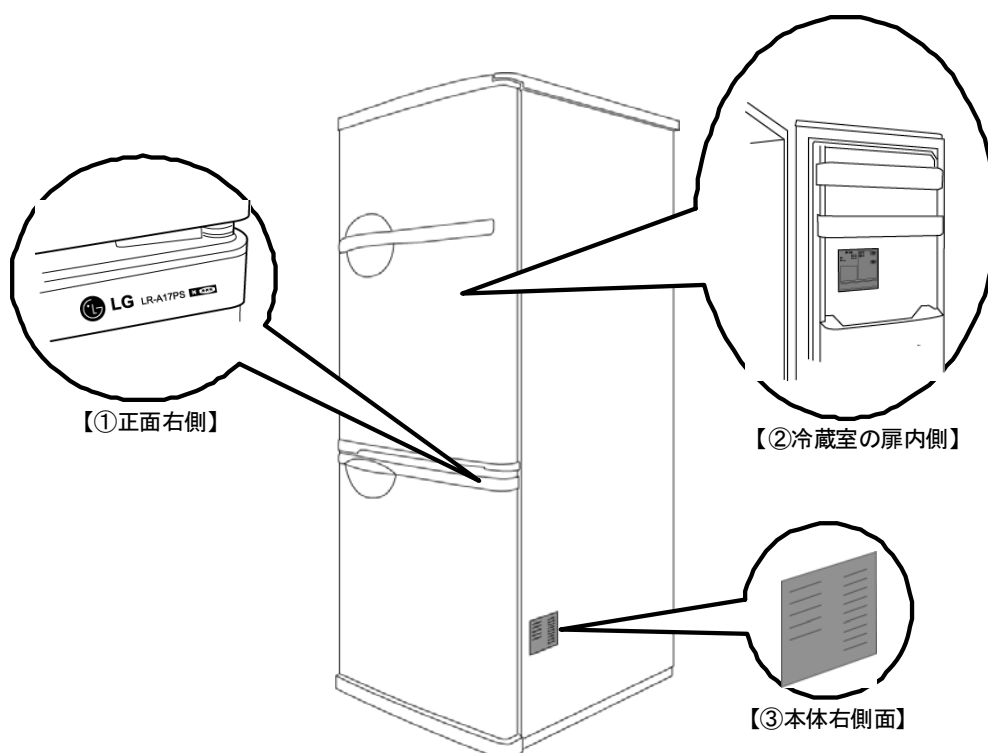


(LR-B17NW)



2) 対象製品の確認方法

機種名は、対象製品本体の以下の3箇所に表示しています。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償部品交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

LG Electronics Japan株式会社

電話番号：0120-004027

受付時間：9時～18時（年末・年始を除く。）

ウェブサイト：

<https://www.lg.com/jp/support/additional-support/support-notice-detail/JPNTC140829104360?currentPage=1>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：柳川、牧野

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、高橋

電話：03-3501-1707（直通）

FAX：03-3501-2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800405	平成30年9月29日	平成30年10月16日	照明器具	HA7610GPL	松下電工株式会社 (現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	製造から35年以上経過した製品
A201800407	平成30年9月29日	平成30年10月16日	電気冷蔵庫	LR-A17PS	LG電子ジャパン株式会社(現 LG Electronics Japan株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、コンデンサの製造不良により、コンデンサ内部の酸化が進行し、規定以上の電気抵抗が生じて発熱・出火に至ったものと考えられる。	東京都	平成20年12月16日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:35.6%
A201800408	平成30年9月18日	平成30年10月16日	リチウム電池内蔵充電器	CL-02LPK	藤本電業株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	平成30年10月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年10月10日 平成30年10月16日から自主回収を実施

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800402	平成30年8月16日	平成30年10月15日	電気洗濯機	火災	倉庫で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	平成30年9月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年10月4日
A201800403	平成30年8月17日	平成30年10月15日	照明器具(クリップライト)	火災 死亡1名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	奈良県	平成30年10月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年10月5日
A201800404	平成30年9月26日	平成30年10月15日	四輪台車	重傷1名	当該製品を使用しようとハンドルを起こしたところ、ハンドルのロック部に指を挟み、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A201800406	平成30年9月20日	平成30年10月16日	靴(スニーカー)	重傷1名	当該製品を履いて歩行中、転倒し、右腕を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年10月10日
A201800409	平成30年8月16日	平成30年10月17日	電気掃除機(充電式、スティック型)	重傷1名	当該製品の電源スイッチを押しながら使用していたところ、右手指を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年9月22日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件 該当案件なし

照明器具（管理番号:A201800405）



リチウム電池内蔵充電器（管理番号:A201800408）

